

制定 平成14年1月18日 近運旅二公示第10号
改正 平成16年8月31日 近運自二公示第26号
改正 平成18年3月29日 近運自二公示第60号
改正 平成20年7月11日 近運自二公示第26号

公 示

特別監視地域の指定等について

平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗用旅客自動車運送事業への参入については、需給調整規制を前提とする免許制から資格要件をチェックする許可制に移行することとなった。

一方、一般乗用旅客自動車運送事業においては、著しい供給過剰となり、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難なおそれがある場合の非常手段として、新規参入や増車を停止する緊急調整措置を設けることとした。

しかしながら、緊急調整措置は極めて権利制限性の強い規制であることから、このような事態を可能な限り抑止するためのいわば予防措置が必要であり、このため、別途、監査や行政処分の運用上の制度としての特別監視地域の指定制度を設けることとする。

以下、特別監視地域の指定等について下記のとおり定めたので公示する。

平成20年7月11日

近畿運輸局長 各 務 正 人



記

1 特別監視地域の指定について

(1) 近畿運輸局長は、以下の①から④までのいずれかに該当する営業区域について指定を行うことができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。

① 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当している場合。

(ア) 日車実車キロ及び日車營收のいずれもが、前年度と比較して減少している場合。

(イ) 日車実車キロ若しくは日車營收が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を10%以上下回っている場合、又は日車実車キロ及び日車營收が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を5%以上下回っている場合であって、その率が、全国における当該年度の日車実車キロ若しくは日車營收の平均値が全国におけるそれらの前5年間の平均値を下回っている率を10%以上上回って減少している場合。

(ウ) 延べ実働車両数が、前年度と比較して増加している場合。

② 前年度と比較して延べ実働車両数が急激に増加した結果、①(ア)及び(イ)の要件を満たすことが确实と見られる場合。

③ 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少している場合。

④ 平成19年4月以降に運賃改定(上限運賃の改定の公示)を実施した地域(すでに当該運賃改定実施による労働条件の改善状況の公表が行われた地域に限る。)において、当該運賃改定後における日車營收の対前年同期と比較した上昇率が、運賃改定率の1/2を下回っている場合。

(2) (1)の指定は、原則として、毎年9月1日に、3年を超えない範囲で期間を定めて行うものとする。ただし、(1)①の要件に該当することが明らかになった場合にこれより前に指定することを妨げるものではない。

2 特別重点監視地域の指定について

特別重点監視地域の指定の指定については、廃止する。

3 指定に伴う措置

特別監視地域においては、重点的な監査を実施することとし、特に事故や違反・利用者からの苦情の多い事業者、新規事業者、増車実施事業者(特別監視地域指定後自主的に一定以上の減車を行った事業者であって、当該減車の日から1年以上経過後に、当該減車車両数の範囲内において、増車をしたものを除く。)については重点的に監査を実施するとともに、行政処分及び点数制による点数の付加について、以下の点を勘案し、運用することとする。

(1) 以下の違反行為があった場合には、行政処分及び点数制による点数の付加について通常時よりも厳しく取り扱う。

① 最高速度違反、過労運転等による事故を引き起こした場合の指導監督義務違反。

② ①に掲げる事故を引き起こす可能性の高い安全関係法令（乗務時間、最高乗務距離、ノルマの強制禁止、運行記録計設置・記録義務等）違反。

③ 運送引受の拒絶

(2) (1) について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、行政処分及び点数制による点数の付加についてさらに厳しく取り扱う。

① 故意若しくは重大な過失があった場合

② 特別監視地域指定後に新規許可又は営業区域拡大の認可を受けたもの

③ 増車を行ったもの

(3) 違反に故意若しくは重大な過失がなく、かつ、特別監視地域指定後に自主的に一定以上の減車を行った事業者（(2) ①又は②に該当する事業者を除く。）については行政処分及び点数制の取扱いについて考慮する。

なお、指定に伴う措置の詳細については、監査の実施や行政処分及び点数制の実施に関し別途定めるところによるものとする。

4 指定のための各種指標の把握等

(1) 指定に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則に基づく法人事業者の輸送実績報告書や、法令違反の実績、近畿運輸局又は財団法人大阪タクシーセンターに対する利用者からの苦情の実績を用いるものとし、近畿運輸局は毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として翌年度の6月30日までにとりまとめ本省に報告するものとする。

(2) 1(1)②による指定の検討が必要と認められる場合は、近畿運輸局はこれらの指標について調査を行い、その結果を本省に報告するものとする。

5 附則

(1) 特定の違反行為が著しく多い営業区域等タクシー業務の適正化の観点から特に必要と認められる地域においては、特別監視地域の指定の有無にかかわらず地方運輸局の判断により、重点的な監査の実施等を講じることを妨げるものではない。

(2) 平成16年8月31日付け近運自二公示第26号による改正は、平成16年8月31日より施行する。

(3) 平成18年3月29日付け近運自二公示第60号による改正は、平成16年8月31日より施行する。

(4) 平成20年7月11日付け近運自二公示第26号による改正は、平成20年7月11日より施行する。